

伝統的工芸品商品開発インターンシップ事業業務 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、伝統的工芸品商品開発インターンシップ事業業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技審査委員会の設置等

- (1) 秋田県産業労働部地域産業振興課内に伝統的工芸品商品開発インターンシップ事業業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書、見積書その他の書類により審査を行う。
- (3) 審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・地域産業振興課長
 - ・地域産業振興課長が指名する者2名
- (4) 審査委員会の委員長は、地域産業振興課長が務める。
- (5) 委員の任期は、契約相手方の決定の日までとする。

3 審査委員会の開催

- (1) 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査委員会は非公開とする。
- (4) 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が代理として審査委員会に出席することができる。

4 審査方法等

- (1) 委員又は委員の代理は、(別紙1) 企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付す。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が60点未満である場合には、選定しない。

5 その他

この審査要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

企画提案競技 審査票

審査項目	審査の観点	配点
1 参加者の募集・周知広報	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の募集に係る周知範囲や広報媒体の選択は妥当なものか。 参加者の選定方法が具体的に示されているか。 	5
2 インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地からの参加者も参加しやすいよう交通手段が確保されているか。 参加者の旅費等の補助に際し、不当な額の補助申請を防止するための措置が講じられているか。 インターンシップのプログラム案が具体的に示されているか。また、その内容が、受入企業の業務や伝統産業への認識を深め、新商品開発の企画に寄与するものとなっているか。 	20
3 商品開発ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 商品開発ミーティングの開催・運営方法が具体的に示されているか。 受入企業や参加者からの相談に即応できる伴走支援体制となっているか。 	15
4 最終試作品発表	<ul style="list-style-type: none"> 最終試作品発表会の開催方法の案が具体的に示されているか。 	5
5 受入企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 新商品のテストマーケティングの実施方法の案が具体的に示されているか。また、その実施に至るまでの伴走支援体制は適切か。 	15
6 全体事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を十分に理解した上で全体設計がされているか。 提案内容は全体を通して具体的かつ実現性があり、スケジュール感も妥当なものか。 	10
7 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果を高める創意工夫等が盛り込まれているか。 	5
8 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 必要なノウハウやスキル等を有する担当者が配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。 同様の業務を遂行した実績を有しているか。 	10
9 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 費用が内訳毎に明確に示され、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。 	5
10 賃金水準の向上及び女性の活躍推進に係る取組	※別紙2の評価基準により加点する。	10
計		100

賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	審査基準		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上（5点）	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.5%以上	3	
		2.0%以上	4	
		3.0%以上	5	
女性の活躍推進（5点）	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法	0.25
			次世代法	0.25
	えるぼしチャレンジ企業認定（※）			1
	法令に基づく認定	女活法	えるぼし	1.5
			プラチナえるぼし	2
		次世代法	くるみん	1.5
			プラチナくるみん	2
		若者雇用促進法	ユースエール	0.5
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		0.5
		子ども・子育て支援知事表彰		0.5
男女共同参画社会づくり表彰		0.5		

※「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から導入する県の認定制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」等の数値目標を達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業としている。

注1 賃金水準の向上については、最も配点が高い区分により配点を行う。

注2 女性の活躍推進については、複数の大区分に該当する場合、その合計点により配点を行う。

注3 「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わない。

注4 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）